



会報浦和支部

第90号
平成30年8月1日発行
発行人
埼玉県行政書士会
浦和支部
支部長 小栗重美

平成30年6月1日現在
総会員数 279名

平成30年度定時総会盛会裏に終了



小栗支部長

5月12日(土)午後3時より、さいたま市民会館うらわにて、平成30年度定時総会および政連盟浦和支部会を開催しました。冒頭、亡くなられた支部会員の方々に対し、哀悼の意を表するため、出席者全員で黙祷をささげました。

定時総会は、久木田英樹総務部長の司会により進行されました。嶋根賢一副支部長の開会の言葉のあと、小栗重美支部長の挨拶と続き、その後、議案審議のための議長選任につき、議場へ誂ったところ司会者一任となり、中島由雅会員が議長に選出され、続いて議長は円滑な議事運営のサポート役として、宮田直子会員を副議長に指名しました。

まず、議長より定足数の確認があり、4月1日現在の会員数272名に対し173名（うち委任状による出席109名）の出席を得て、本定時総会が有効に成立していることを確認し、議場に報告しました。続いて、議長は議事録作成人に飛田査武会員、議事録署名人に大森靖之会員を指名し、上程された各議案の審議に入りました。

第1号議案「平成29年度事業報告」および第2号議案「平成29年度収入支出決算報告・監査報告」の審議では、久木田総務部長および佐久間康経理部長による説明と、吉野敏和監事からの監査報告の後、いずれも挙手多数により原案通り可決承認されました。第3号議案「平成30年度事業計画」および第4号議案「平成30年度収入支出予算」の審議では久木田総務部長および佐久間経理部長がそれぞれ説明し、いずれも挙手多数により原案通り可決承認されました。最後の第5号議案では、本会定時総会代議員27名および予備代議員2名が選出されました。

各議案の審議においては、事業報告の在り方について等、出席会員から提案がなされ、執行部にとって貴重な意見となったと思われます。

そして、福永正子副支部長の閉会の言葉をもって定時総会は終了し、引き続き埼玉県行政書士政治連盟浦和支部・支部会が滞りなく行われました。

その後、同会場にて福本恵総務部副部長の司会のもと、荒岡克巳会長、田口邦雄政連副会長、近藤豊川口支部長を来賓にお迎えして、懇親会が盛大に開催されました。

山崎智博副支部長の開会の言葉の後、赤坂昌雄常任相談役の乾杯の発声により祝宴に入り、和やかな雰囲気で歓談やカラオケで親睦を深めました。話が尽きない中、あっという間に時間が過ぎ、矢舗昭二相談役の本締めで閉会となりました。

その後、場所を移して行われた二次会にも多くの会員が参加し、日頃の業務の悩みや今後の行政書士としての展望・未来を語り合うなど、会員間で深く語り合う姿を見て、浦和支部の一層の団結を確信した一日となりました。

(総務部 三宮 久直)



慎重に審議中



中島議長と宮田副議長



正副議長を囲んで記念写真

渉外活動の途中経過報告

支部長の小栗です。いつも会員の皆様には支部活動にご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

就任以来、市民相談をしている各区役所、昨年は日本政策金融公庫浦和支店を支部役員とともに直接訪問し、行政書士をもっと知っていただき、また現在置かれている状況を把握し、そしてご理解をいただくよう丁寧にお話をすることの大切さを肌で感じてまいりました。

そこで総会でのあいさつで触れました通り、渉外活動にさらに力を入れております。

今年度はまず日本政策金融公庫浦和支店を再訪し、新任の支店長様へのご挨拶と創業や事業承継、ソーシャルビジネス等における行政書士業務との接点のお話、支部研修会で公庫について説明をしていただくことの打ち合わせをしてまいりました。

次に中央区にあるさいたま市産業創造財團を初めて訪問し、行政書士のアピールと支部リーフレット及び会員名簿の設置をお願いするとともに、財団の専門家登録の資格一覧に行政書士が無いため、行政書士を入れていただけるようお願いをいたしました。

また、これも初めてさいたま県税事務所に所長様を訪問し、行政書士業務についてのご理解をいただくとともに、許認可や融資、入札参加等の納税証明書の取得のため事業者が多く訪れるところから、支部リーフレット及び会員名簿の設置をお願いいたしました。

今後は、市役所や各区役所を訪問することを予定しております、さらに新たな訪問先も検討しております。もちろんお願いをしてきた訪問先については今後状況を確認しながら再訪することも検討しております。

行政書士を取り巻く環境は激変しており、一層の規制改革、IT・AIの影響、少子高齢化による影響等様々な要因により業務の大きな変化は予断を許さないとともに、一方で新たな活躍の場を拓げるために全方位で活動する必要が高まっています。

そうした中で各所を直接訪問することによって、行政書士浦和支部の認知を地道に図ることは大変大切であると考えております。

会員の皆様もそうした支部として活動をするのにふさわしい訪問先があれば検討をさせていただきたいと思いますので、その場合は支部長または渉外監察部長にご連絡ください。

以上途中経過となります、紙上にて報告をさせていただきます。

(支部長 小栗 重美)



春の谷中・上野公園散策会

3月24日(土)、福利厚生事業として会員28名の方にご参加いただき、満開の桜の下、「春の谷中・上野公園散策会」を開催しました。今回の散策会では、台東区観光ボランティアガイドの方3名にご案内いただきました。



午後1時45分、日暮里駅北改札前に集合し、小栗重美支部長の挨拶ののち、参加者と周囲の安全を考慮し、台東区ボランティアガイドの方1人に1班ご担当いただき、3班に分かれて出発しました。

日暮里駅を後にして、荒川区と台東区の境となる御殿坂を通り、「ゆうやけだんだん」へ。谷中銀座の入り口ですが、今回は谷中銀座は通らずに別ルートを進みます。

その後、国指定名勝・国登録有形文化財に指定されている「朝倉彫塑館」前を通り、観音寺の「築地塀（瓦と粘土を交互に積み重ねた塀）」を見学。江戸時代の建築技術を通して、有数の寺町であった当時に思いを馳せます。

さらに、谷中霊園内のさくら通りを抜け、天王寺前へ。天王寺は徳川幕府公認の富くじが発行されたことでも有名で、幸田露伴の小説『五重塔』のモデルになった天王寺五重塔跡も見学しました。

続けて、谷中霊園内にある財界・文壇もうもろの著名人や徳川慶喜公のお墓を見学し、寛永寺へ。この寛永寺、元は江戸城の鬼門にあたる上野の台地（現：上野公園）に建立されました。徳川将軍家の菩提寺も兼ねていたそうです。しかし、幕末の上野戦争により現在の場所へと移ることとなりました。



順番に近況報告

上野公園を通り抜け、最終目的地の西郷像前にて参加者全員で記念撮影。その後、懇談会会場を確認し、アメ横自由散策のため一時解散。午後5時より懇談会が開始され、午後7時半ごろ解散となりました。



参加者全員でパチリ！

今回、例年ではない「街を歩く」という企画でしたが、参加者の皆様、台東区観光ボランティアガイドの方々のご協力により、怪我やトラブルなく円満に開催することができました。ありがとうございました。

(厚生部 栗原 崇)

自転車事故を防ぐには ～加害者にならないために～

自転車が逆走ってきて、相手が避けると思っていたら避けない。仕方なく直前によけようとしたがよけきれずに接触して転倒し、頭を打って重体になった。このように自転車事故は自動車事故同様に被害が大きくなることも少なくないのですが、自転車乗りには加害者になってしまう可能性への認識が欠けている人が多くいるようです。

学校あるいは自治会等の地域で、他人に迷惑をかけず安全に、かつお互いに気持ちよくスムーズに自転車に乗ることができることを学ぶ講習会を開いて欲しいものだといつも思っています。自転車の交通安全指導については後手に回っている感があります。左側を走りましょう、夜間はライトを点けましょうなどは、気にしている人の頭には残らずにスルーしているようです。

1. できるだけ明るい色の服や帽子を身に着ける。手袋もあった方がいい。
2. 夜間はライトを必ず点灯する。かなりの速度で黒い物体がいきなり目の前に現れるとびっくりします。ライトは自分が見るためによりも見られるために点けるものです！
3. 自転車は軽車両なので左側通行をする。交差点に進入する際にはまず右側を見て、次に左側を見ますが視線は向こう側の車線にいっています。左から右側通行してきた自転車はなかなか視界に入らないのです。ましてやそれが無灯火だったら推して知るべし。自転車で右側通行をする女性が多いのには困ります。子供と一緒に右側通行をしている母親には呆れます。交通ルールやマナーを子供に教えるべき存在なのに。いい歳をした親父も右側通行をしたりします。おまえ、運転免許持っていないのかよ？以前は怒鳴りつけることもありましたが、最近はそのようなことはしなくなりました。元気が無くなつたかな？いや逆ギレされても面倒だし。
4. これも親父、いや爺さんに多いのですが、歩道でどけどけと言わんばかりにチャリンチャリンと鳴らす人。むやみにクラクションを鳴らしてはいけないと規定が道交法にあります。
5. 曲がり角を左折する際は、左側に余裕を持って曲がるように。これは右側通行してきた自転車を通すスペース確保のためです。また少しでも事故の確率を下げるためでもあります。
6. あまり道路の左端に寄りすぎて走行しない。特

に信号のない見通しの悪い交差点では何が飛び出してくれるかわからないので、避ける時間的余裕が持てるよう。止まれの標識を無視して速度を落とさずに交差点に突っ込んでくる自転車の多いこと！

7. 自転車は車道通行が基本です。歩道を走るよりも遙かに走りやすくかつ「安全」です。最近は自転車走行帯が増えてきて嬉しく思います。車の人は自転車通行帯にできるだけ駐車しないでね！17号バイパスなど、車道での速度が速く歩道に十分な広さが確保されている場合は歩道を走りましょう。その際も自転車は車道寄りを通行することになっています。
8. スマホを見ながら、あるいは傘をさしながらは論外！雨でも少しくらいの距離なら帽子だけで大丈夫！

なお、自転車事故も交通事故なので、事故の際には警察に連絡を入れましょう。

(広報部 森 満夫)



ひとことコラム ～訪問購入～

平成22年頃から、消費者宅を訪問し、「金を高値で買い取る」と言って消費者所有の貴金属を強引に買い取る、いわゆる「訪問買い取り」の被害が急増しました。訪問販売と同様の不意打ち的に訪問されての契約でありながら、消費者が購入者でないために特定商取引法（「特定商取引に関する法律」）の適用がなく、業者に行為規制が及ばなかったのですが、平成24年に改正され、「訪問購入」として規制されることになりました。この「訪問購入」のトラブルが増えていると、昨年、国民生活センターが注意喚起をしていましたので、今回その行為規制と民事ルールについてまとめてみました。

事業者への行為規制として、いわゆる「飛び込み勧誘の禁止」が導入されました。これは、訪問販売などには導入されていない、訪問購入のみに導入された規制です。つまり、事業者は事前の連絡なしにいきなり消費者宅に訪問して勧誘を行うことはできません。必ず事前に電話などで承諾を取ったうえで訪問しなければなりません。また「古着を買い取る」と電話で勧誘しているにもかかわらず、訪問してきた際に「貴金属はないか」などと当初の勧誘時とは違う物品の売却を求めるることも禁止されています。

また、民事ルールとしては、訪問販売と同様、書面

を受領したときから8日以内であればクーリング・オフができます。さらに、消費者はクーリング・オフ期間内は物品の引渡しを拒絶することができます。これは、クーリング・オフしたとしても、事業者がクーリング・オフ期間内に第三者に物品を引き渡した場合、その第三者が善意・無過失であればその第三者に対抗できなくなってしまうため導入された、訪問購入独自の制度です。事業者は消費者に対して引渡拒絶権があることを告げなければならず、購入事業者がクーリング・オフ期間内に第三者に物品を引き渡すときには、その第三者に「売買契約が解除されることがある」旨を通知しなければなりません。この規定により、引渡しを受ける第三者は善意ではなくなり、消費者は物品を取り戻すことができることになります。さらに、購入事業者はクーリング・オフ期間内に物品を引渡したときには、その旨及び引き渡した年月日、物品の種類、物品名など施行規則で定める事項を消費者に通知しなければなりません。この転売先の告知義務も訪問購入のみに導入されたものです。

特定商取引法は業法でありながら民事ルールも定められている独特の構成になっています。そのため分かりにくい面もありますが、概略を理解しておくと消費者のみならず事業者からの相談や日常生活にも何かしら役に立つことがあるのではないかと思います。

(広報部 古川 美保)

ホームページをスマートフォン対応へ

現在の支部ホームページが開設されてから10年以上が経ちました。10年前には想像もしていなかった多くの方がスマートフォン（以下スマホ）を持つ時代になりました。

スマホやタブレットでは現在のホームページは見づらいことから広報部では数年前よりスマホ対応を検討してきました。先日の総会で予算が承認されましたので、今年度より具体的に進めてまいります。

また、同時に更新をしやすいものにし研修会の案内等を周知しやすいものにもします。さらに管理費の削減も可能となる計画です。

早ければ来年度より新しい支部ホームページとなる予定です。どうぞご期待下さい。

(広報部長 坪井 健司)



職務上請求書の取扱いに注意!!

職務上請求書の不適切な使用が大きな問題となっています。会員の皆様には十分ご承知のこととは思います。本来の目的以外に使用することのなきよう重ねてお願い致します。

日行連表彰者

今年度、日行連表彰を受賞された浦和支部会員は下記の通りです。（敬称略）

- 日本行政書士会連合会会長表彰
- 日本行政書士会連合会・単位会推薦
- 顕彰規則第3条による受賞者

大久保 治光 藤田 義晴

会長功労表彰者

5月24日(木)本会の総会に先立ち、顕彰式典が行われました。浦和支部会員の受賞者は下記の通りです。（敬称略）

- 本会の役員の経歴通算4年以上の者
佐久間 康 嶋根 賢一 福本 恵
- 支部の役員経歴通算6年以上の者
廣瀬 土夫 吉田富士雄
- 本会の会員として通算15年以上の業務経験があり他の模範となる者
天野 浩 井上 一生 加藤麻里子
佐藤 博 福田 昇 藤原 欽彌
丸谷 紀郎 丸山 一之

支部看板のご案内

支部看板をご存知でしょうか？本会の助成金と会員による土地の無償提供により、中央区大戸1丁目2番19号に設置されています。

別所沼公園の西側、中浦和駅の近くです。近隣をお通りの際はぜひご覧下さい。

広報部で清掃と周囲の枝葉の伐採、除草を行っております。



カフェ広報部

昭和50年に創刊された「会報浦和支部」も今回で90号になりました。支部創立50周年記念誌発行を紹介したのが80号。あれから早くも10号を重ねたことになります。1回の会報誌を発行するために、広報部員だけでなく、支部長や担当副支部長、行事の担当部員による記事執筆など多数の会員の協力を得ています。スムーズな会報誌発行のためにいつもご協力いただいている関係各位に改めて感謝いたします。

会報誌は年に3回のペースで発行しておりますので、このままでいくと記念すべき100号は、元号が変わり、東京オリンピックも終わった2021年末の予定です。そのころには社会情勢がどのように変わり、会報誌で何をお伝えすることになるのでしょうか…

(広報部 古川 美保)